

有価証券上場規程別表取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1 株券、優先出資証券及び外国株預託証券等</p> <p>1 株券</p> <p>(1) 上場手数料関係</p> <p>a ~ d (略)</p> <p><u>dの2 上場会社が株式を対価とする公開買付けに際して発行する新株式の上場手数料は、当該公開買付けの決済の開始日における最終価格(当該決済の開始日の売買立会において売買が成立しない場合には、当該決済の開始日後最初に売買立会において売買が成立した日の最終価格)を1株当たりの発行価格とみなして計算する。</u></p> <p><u>なお、本所と国内の他の金融商品取引所に上場している場合は、当該他の金融商品取引所の最終価格を用いることができる。</u></p> <p>e ~ i (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成23年10月1日から施行する。</p>	<p>第1 株券及び優先出資証券</p> <p>1 株券</p> <p>(1) 上場手数料関係</p> <p>a ~ d (略)</p> <p>(新設)</p> <p>e ~ i (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>